

渋川市田舎ん家情報バンク制度実施要綱

(空き農家等情報バンク)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、空き農家、空き農地（以下「空き農家等」という。）の有効利用、及び農村と都市の交流による地域の活性化を図るため、渋川市内に存在する空き農家等についての情報収集及び情報提供を行い、もってその有効活用をするために必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 渋川市田舎ん家情報バンク制度 渋川市内の農村集落に存する空き農家等（空き農家、休耕田畑・放棄田畑となる予定のものを含む。）を所有しその提供を希望する者等（以下「提供希望者」という。）に関する情報の登録、及びこの制度を利用し、渋川市への定住等を目的として空き農家等の利用又は購入を希望する者（以下「利用希望者」という。）に関する情報の登録を通じて、提供希望者及び利用希望者に対して有用な情報を提供することを目的として、渋川市が運営するシステムをいう。
- (2) 農村集落 都市計画法（昭和43年法律第100号）に規程する用途地域以外の地域における渋川市内の集落。
- (3) 空き農家 農村集落内に存する現に居住用として利用されていない（利用しない予定のものを含む）家屋又は農村集落外にあっても空き農地とともに利用可能な家屋をいう。
- (4) 空き農地 現に利用されていないが耕作可能な農地、又は現に耕作されているが今後耕作する意志のない農地をいう。
- (5) 所有者等 当該空き農家等に係る所有権、又は売却若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。

(運用上の注意)

第3条 この要綱は、渋川市田舎ん家情報バンク制度以外による空き農家等の取引を規制するものではない。

(空き農家等の登録申込み等)

第4条 渋川市田舎ん家情報バンク制度へ空き農家等を登録しようとする提供希望者は、渋川市田舎ん家情報バンク登録（内容変更）申込書（様式第1号）及び承諾書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の

うえ、渋川市田舎ん家情報バンクデータベース（以下「田舎ん家データベース」という。）に登録しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により登録をしたときは、その旨を当該提供希望申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き農家等で、渋川市田舎ん家情報バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

（田舎ん家データベースに係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた提供希望者（「提供登録者」という）は、当該登録事項に変更があったときは、渋川市田舎ん家情報バンク登録（内容変更）申込書（様式第1号）により遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（田舎ん家データベースの登録の抹消）

第6条 市長は、当該空き農家等に係る所有権その他権利に移動等があったとき、又は提供登録者から当該データベースからの登録抹消の届出があったときは、当該物件のデータを抹消するとともに、その旨を当該提供登録者に通知するものとする。

（空き農家等利用希望者の登録の申込み等）

第7条 渋川市田舎ん家情報バンク制度による空き農家等利用希望者は、渋川市田舎ん家情報バンク利用希望者登録（内容変更）申込書（様式第3号）及び誓約書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を渋川市田舎ん家情報バンク利用希望者データベース（以下「利用希望者データベース」という。）に登録しなければならない。

- （1） 空き農家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者
- （2） 空き農地を利用し積極的に農業に従事しようとするもの。
- （3） その他市長が適当と認めた者

3 市長は、前項の規定により登録をしたときは、その旨を当該利用希望申込者に通知するものとする。

（利用希望者データベースに係る登録事項の変更の届出）

第8条 利用希望者データベースに登録された利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、渋川市田舎ん家情報バンク利用希望者登録（内容変更）申込書（様式第3号）により、遅滞なくその旨

を市長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の抹消)

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者データベースから当該情報を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 情報の利用目的が第7条第2項の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 情報を利用し空き農家等を得ることが公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用希望者データベースからの登録抹消の届出があったとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

(情報の提供)

第10条 市長は、必要に応じて、利用登録者に対して、田舎ん家データベースに登録された有用な情報を提供するものとする。

- 2 市長は、必要に応じて田舎ん家データベースに登録された情報（空き農家等情報提供者の個人情報を除く登録情報に限る）についてインターネット等を通じて広く提供するものとする。
- 3 市長は、提供登録者及び利用登録者が行う空き農家等に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

(経過報告)

第11条 利用登録者は、渋川市田舎ん家情報バンク制度を利用して得た情報を基に、空き農家等提供者と交渉を開始又は終了したときには、交渉開始（終了）報告書（様式第5号）によりすみやかに市長に経過を報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成21年3月4日から施行する。
- 2 都市計画区域の見直しが行われ、用途地域が変更になった場合は、これに準ずるものとする。